

第 1 1 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 1 1 月 8 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 11 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 6 年 1 1 月 8 日		
招 集 場 所	知多市役所書庫棟会議室 1		
開 会	午前 9 時 3 5 分		
閉 会	午前 1 0 時 4 5 分		
出 席 者	教育長	永 井 清 司	
	委員	加 古 三津代	
		栗 本 弘 太	
		久 野 美奈子	
		竹 内 直 哉	
出席した職員	教育部長	竹 内 芳 美	
	学校教育課長	林 絵 美	
	生涯学習スポーツ課長	濱 野 和 江	
	幼児保育課課長補佐	榊 原 琢 磨	
	指導主事	後 藤 浩 子	
		鈴 木 光 城	
	事務局学校教育課	山 本 泉	
		竹 内 久 恵	
傍 聴 者	なし		
議 題	(1) 議案第 2 1 号 令和 6 年度教育費補正予算 (第 5 号) (案) について (協議)		
	(2) 議案第 2 2 号 教育委員会所管施設の指定管理者の指定について (協議)		
	(3) 議案第 2 3 号 知多市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について (協議)		
	(4) 議案第 2 4 号 知多市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について (協議)		
	(5) 議案第 2 5 号 知多市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について (協議)		
	(6) 議案第 2 6 号 知多市立認定こども園預かり保育に関する条例施行規則の制定について (協議)		
	(7) 議案第 2 7 号 知多市行政組織規則の一部改正について (協議)		
	(8) 議案第 2 8 号 教育長に対する事務委任規則及び知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (協議)		
	(9) 議案第 2 9 号 知多市公印取扱規程等の一部を改正する規程について (協議)		

- (10) 議案第30号 知多市教育委員会公印規程の一部改正について
(協議)
- (11) 議案第31号 知多市立幼稚園管理規則及び知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則を廃止する規則について (協議)
- (12) 議案第32号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (協議)
- (13) 議案第33号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

そ の 他

- (1) 令和7年度小学校及び中学校の儀式について (予定) (報告)
- (2) 令和6年10月準要保護者等の認定状況について (報告)
- (3) 教育委員会後援事業について (報告)

1 開会

出席者 5 人

第 11 回知多市教育委員会定例会を開会する。

2 前回会議録の承認について

第 10 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。

第 10 回署名委員 竹内委員、久野委員

第 11 回定例会会議録署名委員を指名した。

加古委員、竹内委員

3 教育長報告

別紙教育長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。

(1) 図書館を使った調べる学習コンクール表彰式

今年度は初めて最優秀賞と竹内理三賞の 2 つの受賞となりました。

(2) 校長面談

来年度の人事や学校経営方針について、各学校の校長と話し合いました。

(3) 尾張部都市教育長会議

県立の附属中学校を開校するにあたって、就学奨励費支給等の説明がありました。

(4) 都市教育長と県教育委員との懇談会

働き方ロードマップ、特に教員不足についてや、特別支援教育について話し合いました。

4 議題

(1) 議案第 21 号 令和 6 年度教育費補正予算（第 5 号）（案）について（協議）

（説明）林学校教育課長

議案第 21 号 令和 6 年度教育費補正予算（第 5 号）（案）について、ご説明いたします。

これは、知多市議会 12 月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

歳入としまして、21 款市債、1 項市債、6 目教育債、6 節小学校債、小学校空調設備整備事業債は、450 万円の増額で、八幡小学校の空調設備整備事業に伴い、起債を実施するため、増額補正するものです。

歳出としまして、10 款教育費、1 項教育総務費、3 目学校教育総務費、学校教育振興事業費は、2,250 万円の増額です。内訳は、11 節役務費の手数料 2,250 万円で、次年度の外国語指導助手派遣による英語指導等について、例年 4 月 1 日に契約し、4 月上旬から授業を実施していましたが、事業者による人材確保が困難なことから、令和 6 年度中に契約を行えるようにするため、債務負担行為として予算計上します。

また、人件費等の高騰に対応するため、令和 6 年度当初予算よりも増額しております。

林間学校事業費は、870 万 5 千円の増額です。内訳は、13 節使用料及び賃借料のバス借上料 870 万 5 千円で、次年度の林間学校について、実施時期が早く、受託業者が準備期間を十分確保するためのものです。

次に、2 項小学校費、1 目学校管理費、小学校施設整備費は、600 万円の増額です。内訳は、14 節工事請負費の小学校空調設備整備工事費 600 万円で、八幡放課後児童クラブの登録者数の増加に伴い、利用可能な教室の確保に対応するものです。

廃止としまして、10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育総務費、学校教育振興事業費、外国語学習指導委託の債務負担行為について、より児童生徒の状況に応じた形での授業実施に向け、事業委託ではなく、指導者派遣を行い、外国語学習指導助手と教員がチームティーチングで授業を進められるよう、委託料での計上を廃止し、先ほどご説明した手数料として計上しなおしたものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

(質疑・意見)

加古委員

人件費の高騰により500万円を増額するとのことですが、派遣する人数については変わらないのでしょうか。

竹内統括主任

派遣する人数については変わりません。

加古委員

八幡放課後児童クラブのために小学校空調設備整備工事費を増額していますが、具体的にどこの教室の空調を整備するのでしょうか。

山本課長補佐

現在、八幡小学校の西棟の1階の2教室と体育館の会議室で放課後児童クラブを行っていますが、登録者数の増加に伴い、基準である面積を確保できないため、2階にある低学年図書室及び通級指導教室を移設する教室の2教室にエアコンを設置し、学校との共用で放課後児童クラブでも使用できるようにするものです。

(採決) 全員賛成、原案承認

(2) 議案第22号 教育委員会所管施設の指定管理者の指定について (協議)

(説明) 濱野生涯学習スポーツ課長

議案第22号 教育委員会所管施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

地方自治法の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため、知多市議会12月定例会の議案として提出を予定するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

指定管理者の指定について、議案提出を予定する教育委員会所管施設は、知多市立中央図書館であります。指定しようとする施設の名称、指定管理者となる団体、指定の期間は、先月10月の教育委員会におきまして、指定管理者の候補者として、選定いただきました内容と同じであり、別紙のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

(採決) 全員賛成、原案承認

(3) 議案第23号 知多市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

それでは、知多市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についてなど、議案第23号から第31号までについて、幼児保育課からご説明します。

このたびの例規改正は、「梅が丘幼稚園」を今年度末で廃止し、4月から幼保連携型認定こども園の「梅が丘こども園」を新設するため必要な条例等を制定し、既存の例規中の幼稚園に関する規定を認定こども園に合わせた内容に改正し、不用となる規則を廃止するものです。

9件の議案のうち、制定が4件、一部改正が4件、廃止が1件です。具体的な内容はそれぞれの例規の説明の際にご説明します。

それでは、議案第23号 知多市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明します。

まず、幼保連携型認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能を持つ単一の施設で、都道府県等から認定を受けて運営する施設です。

この条例は、梅が丘こども園を新設するにあたり、幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し、名称や位置、入園条件、保育料等、必要な事項を定めるものです。

また、附則により関連する5件の条例を一部改正します。

1つめ、附則の第2項、知多市職員定数条例において、教育委員会の事務局の職員15人を市長部局に移すものです。

2つめ、附則の第3項、知多市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、認定こども園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師について報酬額を定め、表記の整理を行います。

3つめ、附則の第4項、知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例において、表記の整理を行います。

4つめ、附則の第5項、知多市立幼稚園預かり保育に関する条例の題名等の語句を「幼稚園」から「認定こども園」に改める等の一部改正です。

5つめ、附則の第6項、知多市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例において、「市立幼稚園」の記載を「認定こども園」に改めます。

また、「知多市立学校設置条例」は、梅が丘幼稚園を廃止するため、本文及び別表から「幼稚園」の語句及び「梅が丘幼稚園」の項を削ります。

どちらの条例も施行期日は、令和7年4月1日です。よろしく願いいたします。

(採決) 全員賛成、原案承認

(4) 議案第24号 知多市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について(協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第24号 知多市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、ご説明します。

この条例施行規則は、梅が丘こども園の管理及び運営について必要な事項である定員、開園時間、教育・保育時間、入退園手続等を定めるものです。

また、附則により5件の条例を一部改正します。

1つめ、附則の第2項、知多市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則中の「教諭」を「保育教諭」に改めます。

2つめ、附則の第3項、知多市児童福祉法施行細則中の「保育所」を「保育所等」に改め、様式中の語句の修正等を行います。

3つめ、附則の第4項、知多市職員の職名に関する規則に、「主事保育教諭」「保育教諭」の職名を加えます。

4つめ、附則の第5項、知多市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則で定める様式中の「幼稚園名又は保育所名」という表記を「施設名」に改めます。

5つめ、附則の第6項、知多市パートタイム会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則に保育教諭を加えるものです。

この規則の施行期日は、令和7年4月1日です。よろしく願います。
(採決) 全員賛成、原案承認

(5) 議案第25号 知多市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第25号 知多市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について、ご説明します。

幼保連携型認定こども園は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会の意見を聴取しなければならないとされている事務が定められています。そこで、幼保連携型認定こども園の設置に際して、この規則を定めるものです。

具体的には、1 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。2 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止に関すること、の2点です。

この規則は、公布の日から施行します。よろしく願います。

(採決) 全員賛成、原案承認

(6) 議案第26号 知多市立認定こども園預かり保育に関する条例施行規則の制定について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第26号 知多市立認定こども園預かり保育に関する条例施行規則の制定について、ご説明します。

元々、梅が丘幼稚園では預かり保育を実施しており、教育委員会規則で知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則が定められていました。このたび、市長部局で認定こども園の預かり保育に関する条例施行規則を定めることとなったため、既存の幼稚園のものに必要な修正を加えた上で、新たに制定するものです。

なお、後ほど御説明しますが、知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則は廃止します。

この規則の施行期日は、令和7年4月1日です。よろしく願います。

(採決) 全員賛成、原案承認

(7) 議案第27号 知多市行政組織規則の一部改正について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第27号 知多市行政組織規則の一部改正について、ご説明します。

梅が丘幼稚園を廃止し、梅が丘こども園を設置するため、「幼稚園」を「認定こども園」に改めるなど、表の表記の整理を行います。

附則として、この規則は、令和7年4月1日から施行します。よろしく願います。

(採決) 全員賛成、原案承認

(8) 議案第28号 教育長に対する事務委任規則及び知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第28号 教育長に対する事務委任規則及び知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご

説明します。

第1条の、教育長に対する事務委任規則の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する幼保連携型認定こども園に関する意見の申出に関するることについて加えるものです。

第2条の、知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正は、「幼稚園の非常勤の幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師」という表記を削り、「小学校、中学校及び認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」と改めるなどの改正を行います。

附則として、この規則は、第1条は公布の日から、第2条は令和7年4月1日から施行します。よろしく願いいたします。

(採決) 全員賛成、原案承認

(9) 議案第29号 知多市公印取扱規程等の一部を改正する規程について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第29号 知多市公印取扱規程等の一部を改正する規程について、ご説明します。

第1条の、知多市公印取扱規程の一部改正については、「保育園印」、「保育園長印」を「園印」、「園長印」に改めます。

次に、第2条知多市決裁規程等の一部改正は、梅が丘幼稚園の廃止のため、表中の「幼稚園」を「認定こども園」に改め、また、このたび教育委員会からの補助執行でなくなることから、その旨を削るものです。

第3条知多市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正については、表中の「保育園」を「保育園及び認定こども園」に改めるものです。

附則として、この規程は、令和7年4月1日から施行します。よろしく願いいたします。

(採決) 全員賛成、原案承認

(10) 議案第30号 知多市教育委員会公印規程の一部改正について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第30号 知多市教育委員会公印規程の一部改正について、ご説明します。

梅が丘幼稚園の廃止に伴い、幼稚園の公印に関する部分を削ります。

具体的には、園印が3種類、園長印が1種類、園長職務代理者印が3種類の5点です。

附則として、この規程は、令和7年4月1日から施行します。よろしく願いいたします。

(採決) 全員賛成、原案承認

(11) 議案第31号 知多市立幼稚園管理規則及び知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則を廃止する規則について (協議)

(説明) 榊原幼児保育課課長補佐

議案第31号 知多市立幼稚園管理規則及び知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則を廃止する規則について、ご説明します。

梅が丘幼稚園の廃止に伴い、知多市立幼稚園管理規則と、知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則を廃止するものです。

附則として、この規則は、令和7年4月1日から施行します。よろしく願いいたします。

(採決) 全員賛成、原案承認

(12) 議案第32号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (協

議)

(説明) 濱野生涯学習スポーツ課長

議案第32号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本議案は、知多市議会12月定例会の議案として提出を予定するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

今回の改正は、令和7年4月から市民体育館に多目的室を設置し、また、卓球場、剣道場及び柔道場の冷暖房設備を設置するため、この条例案を提出するものです。

改正の経緯としましては、令和6年3月末をもって廃止したトレーニング室を多目的室として供用を開始し、また、施設の利用環境の向上を目的として冷暖房設備を令和6年度中に設置し、供用を開始するものです。

具体的な改正事項については、新旧対照表のとおりで、施行期日は令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

(質疑・意見)

竹内委員

トレーニング室で使用していたトレーニングマシンについては、多目的室になっても設置したままにしておくのでしょうか。

濱野生涯学習スポーツ課長

トレーニングマシンについては、すべて撤去します。会議室のように何にでも使用できる広い部屋として、多目的室という名前にしています。

(採決) 全員賛成、原案承認

(13) 議案第33号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

(説明) 濱野生涯学習スポーツ課長

議案第33号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、令和7年4月から市民体育館に多目的室を設置することに伴い、利用の手続きができる期間を定めるもので、改正の経緯としましては、議案第32号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでご説明したとおりです。

具体的な改正事項については、新旧対照表のとおりで、施行期日は令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

(採決) 全員賛成、原案承認

5 その他

(1) 令和7年度小学校及び中学校の儀式について (予定) (報告)

(説明) 林学校教育課長

令和7年度小学校及び中学校の儀式について (予定) について、ご報告いたします。

小学校の入学式は、4月8日火曜日で、始業式はその翌日に予定しています。

中学校は、入学式、始業式ともに、4月9日水曜日に予定しています。

また、1学期の終業式は、それぞれ7月18日金曜日に、2学期の始業式は、それぞれ9月1日月曜日に、終業式は、それぞれ12月23日火曜日に、3学期の始業式は、それぞれ1月7日水曜日に予定しています。

卒業式は、小学校は3月19日木曜日に、中学校は3月6日金曜日に、また、3学期の修

了式は、それぞれ3月24日火曜日に予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(質疑・意見)

教育長

今年度は入学式が小学校は4月4日、中学校は4月5日と、とても早かったです。

すると、4月1日に今年度の職員の受け入れをして、すぐに入学式を迎えることになりました。まだ確定ではないですが、1週間程度余裕をもって、土日を挟んで6日間勤務日があつて、入学式を迎えるというような形が取れないか、現在検討しています。

また、曜日で区切るのではなく、日付を固定しても良いのではないかと、という意見も出ているので、そういった意見も含め今後検討していく予定です。

来年度から4年間ほどは、小学校で土を除いた勤務日6日目に入学式を、中学校がその翌日に入学式を、という形で調整しています。その間に日にちを固定するか、などの検討をしていくこととなります。

加古委員

その検討は、知多市だけで行うのか、それとも知多地方5市5町などで行うのですか。

教育長

尾張部全体で行うものになります。

三河部とは別で検討するため、日程が異なることもあります。

(2) 令和6年10月準要保護者等の認定状況について（報告）

(説明) 林学校教育課長

令和6年10月準要保護者等の認定状況について、ご報告いたします。

準要保護の認定につきましては、前回から今回までの認定件数は、小学校7人、中学校3人、取消については、小学校1人、中学校2人で、現在の認定者数は、小学校349人、中学校247人、合計596人です。

認定児童生徒の理由別内訳は、「児童扶養手当の支給を受けているもの」の理由で、取消が1人、「保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められるもの」の理由で、認定が10人、取消が2人です。

次に、要保護の認定につきましては、前回から今回までの認定件数は中学校で1人、取消については、小学校1人で、現在の認定者数は、小学校12人、中学校7人、合計19人です。

続きまして、特別支援教育につきましては、Ⅱ段階では、前回から今回までに、決定、取消ともにありませんでした。現在の決定者数は、小学校149人、中学校49人、合計198人です。

Ⅲ段階につきましても、前回から今回までに、決定、取消ともにありませんでした。現在の決定者数は、小学校14人、中学校2人、合計16人です。

就学援助認定者数の前年度との比較表でございます。上段の要保護の認定者数、10月は令和5年度と比較し、5人増の19人です。下段の準要保護は、13人増の596人となっています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(質疑・意見) なし

(3) 教育委員会後援事業について（報告）

(説明) 林学校教育課長

教育委員会後援事業について、ご報告いたします。

10月中に、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、教育長の決定により、項番1の事業名「2024 冬 アズワンワンダースクール自然体験教室」から、項番13の事業名「発達性ディスレクシア（読み書き障がい）の支援方法」までの13件につきまして後援を承諾しましたので、ご報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

（質疑・意見）

教育長

先日、社会教育審議会に出席した際、後援事業について、ホームページへの掲載とtetoruでの配信のみでは、なかなか親の目につかない、という意見をいただきました。

どうしても紙でチラシの配布を希望されるということであれば、学校教育課に相談してもらえば、各学校に配布することもできます。絶対に紙で配布などができない、というわけではありません、と説明しました。

とはいえ、なんでも紙での配布ができるようになる、という意味ではなく、市内の子どもたちに関わるような内容で、教育委員会としても納得できるような事業であれば、配布しても良いのではないかと考えます。

6 自由討議

(1) 学校訪問について

栗本委員

八幡中学校の学校訪問に出席しました。

八幡中学校は、私が勤めていた学校になります。在職中は新型コロナウイルスの件もあって短く感じましたが、今回じっくりと回らせてもらい、トイレがきれいになっていたり、先生たちの尽力もあってか生徒たちの勉強に取り組む姿勢が、私が見ていた時よりもよくなっているように感じられたりして嬉しかったです。今後も継続していただけたらと思います。

竹内委員

岡田小学校の学校訪問に出席しました。

授業を行う中で、グループトークを活用した授業を多く行っている印象がありました。グループで学びあって、分からないところはお互いに教えあうという、私たちの頃にはなかった授業の仕方を取り入れていて、感銘を受けました。

若い先生が多く、整理整頓などのできていない部分もありますが、学校全体としては明るい学校だと思いました。

その他で気になった点としては、廊下が日差しの関係のためか蛍光灯で照らしていても暗く感じました。可能であればLED化を検討していただければと思いました。

(2) 空調使用について

竹内委員

10月をもって、電力と都市ガスの支援給付金が打ち切られました。

学校の空調については、これから冬場を迎えるにあたって使用頻度が高くなるかと思われます。それに際して「気温が何度になったら空調を入れる」などの基準などは定めているのでしょうか。

山本課長補佐

普通教室へエアコンを設置した際に、エアコンガイドラインというものを決めました。

夏場・冬場それぞれで指定の温度を設定して、その温度以下又は以上になる場合に空調を使用するようにしています。また、一定時間以上教室を離れる場合は空調を止める、などの内容を定めています。

竹内委員

夏場は「クールビズ」などを推奨していますが、冬場も何か推奨していることはあるのでしょうか。

山本課長補佐

制服の上などのジャージを着るなどの防寒対策を推奨しています。

(3) 12月の行事等予定について

林学校教育課長

12月の行事等予定表の事項を説明した。

7 閉会

第11回知多市教育委員会定例会を閉会する。

次回は、12月13日（金）午前9時30分から第12回定例会を予定する。

知多市教育委員会会議規則（昭和45年教委規則第2号）第14条の規定により、ここに署名する。

令和6年11月8日

(教育長) _____

(委員) _____

(委員) _____

(教育部長) _____